

会計基準の論点整理

市民活動促進担当

平成25年10月9日

前回指摘された現状と課題

○課題

- (1) NPO法人会計基準の適用について
 - ・活動歴の長い法人・大規模法人・福祉系法人での普及率が低い傾向
 - ・情報公開を担保する仕組みが十分に機能しているか疑問
- (2) 従来の収支計算書の経過措置について
 - ・特定非営利活動促進法附則6条において、経過措置として、「当分の間」活動計算書でなく、従来の収支計算書の作成が認められている
- (3) 会計基準を適用する法人の規模について
 - ・小規模の法人は経理数字を扱うことに苦手意識
 - ・専門家による外部監査が行われていない。
- (4) NPO法人会計基準の内容について
 - ・同一の会計的な事象には法人組織形態に関わらず共通的な会計処理が行われるべき
 - ・法人組織形態による独特の会計処理については、同一の法人組織形態で比較可能性が担保されていなければならない
- (5) 会計基準の認識について
 - ・所轄庁における会計基準の理解が十分か疑問
 - ・タイトルだけ活動計算書にしている法人が多い
 - ・注記の記載が非常に少ない

(参考) 附則第6条 (略)

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3、4 (略)

特定非営利活動促進法 (抄)

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに…（中略）…を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 （略）

3 特定非営利活動法人はその社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（略）

二、三 （略）

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第72条 内閣総理大臣および所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

提案された対応策と論点(1)

○提案された対応策

(1) NPO法人会計基準の適用をある程度強制すべきではないか。

- 強制する場合、会社計算規則並みの基準を満たすNPO法人に限定するか。金融商品取引法の規定見合いとなるNPO法人とはどのような団体か。公益法人会計基準同様、認定審査の過程で実質的に求められるとするか。
(注) 現行の認定NPO法人制度においては、青色申告法人並みの帳簿保存が求められていることから、複式簿記による帳簿作成は実質的に求められている。
- 障害のある方の就労支援等を担っているNPO法人の場合、厚生労働省から別途作成すべき会計書類の作成が求められているにも関わらず、NPO法人会計基準を強制とすることで、2つとも作らせることを求めるべきか。
- NPO法の趣旨に鑑み、開示されている情報に基づいて自ら寄附先を選択する市民力を育成していくことが重要であり、その観点から会計基準は法律では強制するべきものではないのではないか。

(2) 附則6条の経過措置を廃止すべきではないか。

- 経過措置を廃止した場合、NPO法人はその変更に対応することは可能か。
(注) 経過措置廃止後、収支計算書を作成した場合には、法第80条第4号の規定に基づき、過料通知の対象となる。

(3) 小規模な零細法人と大規模法人は、分けて検討すべきではないか。

- 小規模零細法人について、もう少し簡単な報告様式を認めるべきではないか。
・NPO法人会計基準で提示している零細法人向けの様式例の周知では足りないか。
- 会計基準の適用について、小規模法人には負担が重いとしても一定のガバナンスの効いたものが作成されるべきではないか。
・第3回信頼WGにおいて提示した事業報告書の様式例の変更では足りないか。
- 一定規模以上の団体には監査を義務付けることも検討すべき。
・公益法人については、収益の額が1,000億円以上、費用および損失の額の合計額が1,000億円以上、負債の額が50億円以上のいずれかに該当する場合には、会計監査人をおくこととされているが、該当する法人がほとんどいないと思われる基準をNPO法人に設ける意義はあるか。

提案された対応策と論点（2）

○提案された対応策

（4）NPO法人会計基準を監査の対象とするため、ボランティア評価益の計上を初め、基準の見直しを含めて議論すべきか。

○ボランティアの経済的価値を把握することは、NPO法人の活動実態を把握する上で重要ではないか。

○現在、「金額を合理的に算定できる場合」に注記への記載、「金額を客観的に把握できる場合」に活動計算書への計上ができるとされている。しかし、他の会計基準に例をみない基準であることから、「合理的」「客観的」をどのように測るか。ボランティアを動員する他の法人形態の基準との整合性をどのように図るか。

○基準の見直しを行うとして、どのようなプロセスで行われることが望ましいか。

（5）NPO法人会計基準の普及を図るためには、NPO法人の他に、所轄庁、支援組織、会計専門家に対しても正しい理解と協力が必要があるのではないか。

○NPO法人会計基準の普及させるためには、所轄庁、支援組織、会計士協会、税理士会の協力が不可欠。

○行政が委託や助成を行う際には、団体の組織運営の健全性を重視しており、人件費の多寡を以て判断していないこと等、行政が判断する際の基準等についてもNPO法人に正しく理解してもらうことが必要ではないか。

○その他留意点

（1）会計基準を義務化させる場合、①税制上の優遇措置の対象法人、②行政からの助成金や補助金を受けるための条件とする等の規制、③公認会計士、税理士等の専門家による普及という手順で行ってはどうか。

（2）NPO法人会計独自の取扱は極力少なくすべき（同じ会計事象には同じ原則を活用）

（3）NPO法の制度趣旨は、行政指導よりも市民監視による自浄作用が原則

（4）NPO法人の活動にも当然に人件費は発生するので、その理解を求めることも必要。